

分ならば、余之に當るも差支なきも、可成は警察署長中の高級故參者として、又相當に問題を理解する福島署長に一任されたし」と云へり次で石井氏より意を傳へたるにや、品川署長より鈴木氏宅に電話あり、即ち「余に一任され若し其結果にして不十分ならば、更に他に調停を求めらるゝも余は之を妨げず」と禮を盡したる挨拶あり。

△品川署長調停に起つ

二十二日山口外四名の交渉委員は品川署長を訪問し、正式に調停を一任せるに署長は「諸君の要求に對し余は決して無理とは思はずされど諸君にして余が事件の解決を一日なりとも速にせんとせる苦衷を察せられなば、何とか事件解決の上の配慮を煩はされたし又余の仲裁は全く私案に依るものにて兩者の條件を基礎とせざるべし」と腹心を吐露して應態したり、一方又署長は佐野専務を招致し居停調停の希望を述べしに専務は二十四日早朝重役會を開き其の上にて依頼すべしと答へ一先づ引取りたり、翌二十三日は日曜日にして且つ署長公用ありし爲め、署長案は二十四日提示せらるゝ筈なりしが、この二十二、二十三日の兩夜は、前述せる如く、帳簿公開の件にて中村社長は、職工側のために威嚇されたる時なるを想起すれば、蓋しこの職工側の行動は興味なしとせず。

二十四日早朝交詢社に開かれたる重役會は、無條件にて中村社長に一任と決し、同午前十時佐野専務は社長の意を齎らして品川署に福島署長を訪ね、正式に事件の調停を依頼したり。

△署長案の内容

二十四日午後一時品川署長は職工團代表を招致し調停案を内披せり條件左の如し。

- 一、解雇手當金は日給百五十日分を支給すること
 - 一、解雇手當金の中六千四百圓は現金を以て給與し殘餘は機械(製品發動機)を以て交付すること
- 但し機械は一馬力の評價金百二十圓として引渡期間は解雇の日(一月二十四日)より一ヶ月以内とす

- 一、職工賃銀は一月十八日より同月二十四日迄日給(常備給)を支給し打切とす
- 一、積立金は解雇と共に交付すること
- 一、昨年末賞與金は解決と同時に交付すること

右の案の内容を検するに職工側の要求百八十日より三十日分を減じ且機械一馬力の評價が職工側の百圓なりしに比し百二十圓なるの相違以外全く職工團の希望と等し職工團は百五十日分に減せらるるは覺悟せるところなりしを以て深く固持せずたゞ其上一馬力の評價が二十圓高なるは忍び難しとなし署長に再考を求め當日の會見を終れり